

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県准看護師試験を実施する件 五七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五七
- 一般競争入札を行う件 五八
- 落札者を決定した件 五八
- 福島県病院局 五九
- 随意契約の相手方を決定した件 五九
- 福島県教育委員会教育長 五九
- 公金の収納の事務を委託した件 五九

公 告

公告第二百二十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和二年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。
令和二年十月二十日

- 一 試験期日 令和三年二月十六日（火）午後一時三十分開始
 - 二 試験場所 郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）
 - 三 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 写真
- 出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り

福島県知事 内堀雅雄

付けること。

- 3 受験資格を証する書類
 - (一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
 - (二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が令和三年三月十一日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。
- 四 受験手数料 六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消費はしないこと。）。
- 五 受験願書の受付期間 令和二年十一月十六日から同月二十日までに郵送（書留郵便）又は持参のこと（郵送の場合は、令和二年十一月二十日までの通信日付印のあるものは有効とする。）。
- 六 受験願書の提出先 福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七）
電話 〇二四一五二一七二二（直通）
- 七 その他
 - 1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
 - 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

（地域医療課医療人材対策室）

公告第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任し、及び就任した旨届出があった。
令和二年十月二十日

土地改良区の名称	高郷土地改良区	退任した役員	氏名	住所
理事	齊藤 信一	喜多方市高郷町大田賀字東羽賀六二二七番地		
同	清野 健治	市同 町川井字上川井五二四番地		
同	福地 善記	市同 町揚津字東ノ沢丁五九〇番地		

福島県知事 内堀雅雄

- ケ 令和3年3月30日（火）
- (4) 納入場所
- ア 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
- イ 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
- ウ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- エ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
- オ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
- カ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- キ 福島県富岡土木事務所（福島県双葉郡富岡町小浜553番地2）
- ク 福島県石川土木事務所（福島県石川郡石川町大字双里字本宮43番地3）
- ケ 福島県三春土木事務所（福島県田村郡三春町大字熊耳字下荒井176番地の5）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年11月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年11月11日（水）午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和2年10月20日（火）から同年11月11日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙43枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年10月27日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年10月27日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|----------------|---------------------|-------------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後1時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後1時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後2時 | 福島県出納局入札用度課 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後2時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後2時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等 | 令和2年12月2日（水）午後3時 | 福島県出納局入札用度課 |

- キ 1の(1)のキに掲げる物品等 令和2年12月2日(水)午後3時20分 福島県出納局入札用度課
- ク 1の(1)のクに掲げる物品等 令和2年12月2日(水)午後3時40分 福島県出納局入札用度課
- ケ 1の(1)のケに掲げる物品等 令和2年12月2日(水)午後4時 福島県出納局入札用度課

(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月1日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Tractor with Snow Plow1 (18t class) 1 unit
- ② Tractor with Snow Plow2 (14t class) 1 unit
- ③ Tractor with Snow Plow3 (14t class) 1 unit
- ④ Tractor with Snow Plow4 (18t class) 1 unit
- ⑤ Tractor with Snow Plow5 (18t class) 1 unit
- ⑥ Rotary Snow Plow1 (2.6m class) 1 unit
- ⑦ Chemical Spreading Vehicle1 (2.0^{m3} class) 1 unit
- ⑧ Chemical Spreading Vehicle2 (2.0^{m3} class) 1 unit
- ⑨ Chemical Spreading Vehicle3 (2.0^{m3} class) 3 units

(2) Time-limit of tender (by hand):

- ① 1:20 p.m., 2 December 2020
- ② 1:40 p.m., 2 December 2020
- ③ 2:00 p.m., 2 December 2020
- ④ 2:20 p.m., 2 December 2020
- ⑤ 2:40 p.m., 2 December 2020
- ⑥ 3:00 p.m., 2 December 2020
- ⑦ 3:20 p.m., 2 December 2020
- ⑧ 3:40 p.m., 2 December 2020
- ⑨ 4:00 p.m., 2 December 2020

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 December 2020
(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第226号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高分解能誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢4丁目8番29号
- 5 落札金額
79,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年8月7日

(入札用度課)

公告第6号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和2年10月20日

福島県立矢吹病院長 橋 高 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
福島県立矢吹病院医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立矢吹病院 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年9月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
215,930,000円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（事務部）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和二年十月一日次のとおり委託した。

令和二年十月二十日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 千駒酒造株式会社
2 所在地 福島県白河市年貢町十五番地一
- 三 収納の事務を委託する期間
令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

（特別支援教育課）